

## 第25回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月24日(水) 午後1時30分～午後1時55分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

2	赤松拓也	6	有田亜佳
---	------	---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第116号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第25回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	会長挨拶
会長	<p>先日テレビを見ておられますと、梅雨明けということですがけれども、例年に比べたら一週間程度遅いということです。一部、農産物につきましては雨が続いたということで、野菜等はいろいろと被害が出ているという事ではないでしょうか。天候が回復しましたら、それらも戻ってくるだろうとは思いますが、今日は、第25回農業委員会総会ということで、議題は3条が主なものとなっているようですが、よろしくご審議のほどお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願います。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>有田亜佳委員、赤松拓也委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、西川鈴香推進委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第25回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に7番 高田光一委員、8番 芝貞弘委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願います。</p>
議長	<p>日程第2 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。</p>
芝委員	<p>議席番号8番 芝です。</p> <p>議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番</p>

	の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第115号 順位1番 説明】</b>
芝 委 員	7月22日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。譲渡人には了承をいただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第115号 順位1番 説明】</b>
芝 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第2 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位2番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第115号 順位2番 説明】</b>
山 本 委 員	7月22日に譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第115号 順位2番 説明】</b>
山 本 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第2 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位3番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第115号 順位3番 説明】</b>
事 務 局	7月22日に譲受人の代理人、事務局2名、有田農業委員、上甲推進委員、の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第115号 順位3番 説明】</b>
事 務 局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第2 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位4番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	議席番号3番 松岡です。

	議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第115号 順位4番 説明】
松岡委員	7月22日に譲受人、事務局2名、末廣推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第115号 順位4番 説明】
松岡委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第2 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位5番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番 高田です。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第115号 順位5番 説明】
高田委員	7月22日に譲受人、事務局2名、赤松推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第115号 順位5番 説明】
高田委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第115号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。なお、順位6番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から5番までを一括審議し、順位6番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から5番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第116号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第116号 順位1番から5番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から5番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から5番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から5番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)

議 長	それでは、順位 6 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 6 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 1 1 6 号 順位 6 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいいたします。
議 長	ただ今、順位 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 6 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 6 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 2 5 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	7 番
	8 番